

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： アイグラン保育園穂波町	種別： 保育所
代表者氏名： 中嶋 淳	定員（利用人数）： 60名（67名）
所在地： 愛知県名古屋市千種区穂波町1丁目15番地	
TEL： 052-734-3585	
ホームページ： https://aigran.co.jp/nursery/ninka/nursery-4233/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 令和 2年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社アイグラン	
職員数	常勤職員： 14名 非常勤職員： 3名
専門職員	（管理者） 1名 （栄養士） 1名
	（保育士） 14名
	（管理栄養士） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 6室 （設備等） 面談室・給食室
	事務室・園庭

③理念・基本方針

★理念

法人 私たちは、子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っています。

- 施設・事業所
- ・ いろいろなことに興味を持ち、自分で考えやってみる気持ちを持つこと。
 - ・ 思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。
 - ・ 安心できる「心の基地」があること。

★基本方針

<運営方針>

- ・ 家庭での子育てに近い保育を目指し「安心して子どもを預けられる保育園」作りに努めます。
- ・ 一人ひとりの育ちを見守り、保障し、保護者に寄り添いながらより良い家庭関係を築き、「子育ては楽しいもの」と思えるように支援します。

<保育方針>

- ・ 自主性を育てます。
- ・ 個性を大切にします。
- ・ 思いやりの気持ちが育つ「心の基地」を目指します。
- ・ 自然と触れ合い大切にします。

④施設・事業所の特徴的な取組

・Webカメラでは、日中の子ども達の様子を保護者にご覧いただけるようにしております。
 クラスのパスワードを設定し、個人情報にも配慮しております。

・子育てイベントに力を入れ、令和5年度4月から累計参加親子50組100人以上の参加をいただいております。

このイベントでは、在園児の親子だけでなく、地域の未就園児親子も対象にしており、地域の子育て支援となるよう、継続的に取り組んでおります。

・挨拶ができる子を当園では、目指しており、挨拶はコミュニケーションの始めり、基本であります。

まずは、職員が見本となり挨拶するする姿を日々見せております。

今では、園見学に見えた親子に自然と挨拶をする子ども達の様子が見られるようになりました。

・教育的な側面では、外部講師によるリトミック、英語遊びや当社オリジナルのダンス、運動プログラム、他にもアプリでプログラミング教育を無料で提供しております。

幼少期に遊びの中で経験し「楽しかった」という経験を、小学校での学びの場面で意欲的に興味を持って取り組んでいく土台になるよう学ぶ、考える、分かる楽しさを保育の中で取り入れております。

・保育の様子を写真に撮り、廊下にて保育ドキュメンテーションに取り組んでおります。

保育の様子や活動の取組を写真やコメントで保護者に知ってもらう事で、保育内容の理解と周知、そして、子ども達の成長を共に喜び合える機会として、保護者との信頼関係を深められるように取り組んでおります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月 8日（契約日） ～ 令和 7年 4月 2日（評価確定日） 【令和 6年12月 4日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （令和 3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆職務分担の明確化

「令和6年度園長職務分担表」があり、園長や職員の役割分担は組織図で明示している。園長は施設長としての責務を理解し、子どもの安心安全を優先した方針について職員に周知している。園で推定できる災害や不測の事態に関する対応マニュアルがあり、職員は役割分担を含めていつでも閲覧できる状態である。

◆ICT化の推進及び文書などの高次元の整備

ICT化が進んでおり、子どもの登降園記録や通知、たよりなどは電子化して業務負担軽減に努めている。職員の勤怠管理には、顔認証システムが導入されている。保育室にはWebカメラの設置があり、保護者がスマートフォンで保育の様子を見ることができる。

◆「保育の質の向上」に向けた取組み

昨年度園長が交代しており、未だ発展途上の園である。保育環境の整備に力を入れており、職員全員で「保育の質の向上」に取り組んでいる。利用者（子どもや保護者）に対して適切な福祉サービスとなっているか、また、「子どもへの保育内容が適切であるか」についての項目は、敢えて自己評価を厳しく判定している。また、不十分としている項目については、今後の取組み内容を既に明確にしている。現時点で改善の余地が見られる点について、次回の第三者評価の結果が改善されることが期待できる。より良いと判断したことに積極的に取り組んでいく姿勢を高く評価したい。

◇改善を求められる点

◆評価結果に基づいた計画的な改善策の策定

「保9」園の重点目標についての課題の改善計画は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の目的、趣旨・解説を参照の上、具体的な改善計画を策定することが求められる。改善計画の作成にあたっては、課題ごとに、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をする？）を明確に定めて取り組むことが望ましい。

◆感染症予防対策の取扱い

園運営の課題や問題は、都度改善するように対応しているが、保守的なところも窺える。例えば、給食の時間に、職員は見守るだけで一緒に食事を摂っていない。感染症対策といえば否めないが、食育の観点からは、信頼できる職員と一緒に食事を摂るだけでも、子どもたちの心の栄養、嗜好に好影響がみられることは想定できる。法人と協議の上、職員の意見を含めて園全体で検討する事が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園では、日頃より、子どもたちが安全に、安心して過ごし、保育の中での様々な経験から、心身ともに健やかな成長に繋がるよう、保育しております。そして、さらなる保育の質の向上のために、第三者の視点からの的確なご意見、ご助言いただけたことに感謝しております。いただいたご意見、ご助言を活かし、より質の高い保育の提供および、地域に根ざし子育て支援を担う保育園になるよう励んでいきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念、方針、目標は、園見学者に配布しているパンフレット「アイグラン保育園穂波町」に掲載し、ホームページでも公表している。また、重要事項説明書に明記し、園の玄関や保育室にも掲示している。職員は、朝礼や昼礼で保育理念、方針、目標を唱和して理解に努めている。家族アンケートの結果から、保護者にも浸透していることが窺える。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 名古屋民間保育園連盟に加入して事業動向の把握に努めている。本社の園長会議では、「今後の保育に関する見通し」について分析し、法人全体で共有している。市や区における入園の見込み児童数や未利用児童数の把握と分析に努めている。園見学者に時間をかけて丁寧に説明を行うなど、「選ばれる園」を目指してできることを一つ一つ積み重ねている。		
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 園は住宅街にあり、近隣住民並びに自治会との信頼関係構築に努めている。送迎時の車の問題が顕在化していたこともあり、近隣住民の協力を得て「アンケート」を年1回実施している。アンケートの集計内容を近隣住民にフィードバックするなど、「選ばれる園」を目指し取り組んでいる。また、職員の定着に向けて、職員一人ひとりに声をかけ意を注いでいる。		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 本社の「中期経営計画2024」があり、理念とビジョンである「未来に貢献できる企業でありたい」を掲げている。計画の内容は、概要や方針達成に向けた施策、また、設定目標の概要で構成されている。ビジョンは職員会議の場で共有している。本社の「中期経営計画2024」を踏まえて、自園で実行可能な中・長期計画を策定することが望まれる。		
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 「2024年度事業計画」は、単年度の園運営に関する内容となっている。今後の取組みとして、本社の「中期経営計画2024」を踏まえ、具体的な数値目標を立てて進捗確認できる事業計画としていく考えである。成果や達成度合いの確認、また、評価と振り返りができる計画の策定を期待する。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「2024年度事業計画」について、年度末や新年度の全体会議で振り返りを行っている。今後の取り組みとして、単年度計画策定の段階において、日頃の保育との関連を加味して職員の意見を計画に反映させていく考えである。事業計画では、数値目標や達成目標、実施時期や期間などを明確に示すことが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 園運営の概要を事業計画にまとめている。パンフレットや重要事項説明書に具体的な運営内容について記載があり、入園時に保護者に説明している。行事や保育参観の機会に繰り返し伝えており、保護者は事業計画について理解している。年度末に「自己評価結果公表シート」を掲示して、園の重点目標に向けた計画や取り組み状況、評価、課題などを公表している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上に向けて外部研修、園内研修の充実を図り、行事实施計画書を立案して必ず振り返りを行っている。また、保育環境の改善に向けて、課題と展望について職員それぞれの思いや意見を自ら記入する方法で日常的に吸い上げている。保育の言語化（言葉にする）で適正な保育を行い、専門的に評価できる内容になるとの信念に基づいて行っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 園の重点目標に向けての計画は、「自己評価結果公表シート」で年度末に掲示して公表している。評価結果を自園の評価と理解して取り組んでおり、自発的かつ積極的な取り組みとして評価できる。今後は、本県の福祉サービス第三者評価基準の目的、趣旨・解説を参照のうえ、今回の第三者評価結果を踏まえた具体的な改善計画を策定することを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
<コメント> 令和6年度園長職務分担表があり、園長や職員の役割分担は組織図で明示している。園長は施設長としての責務を理解し、子どもの安心安全を優先した方針について職員に周知している。園で推定できる災害や不測の事態に関する対応マニュアルがあり、職員は役割分担を含めていつでも閲覧できる状態である。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長は法令遵守の意識が高く、行政や本社からの通知や研修を学びの機会として積極的に臨んでいる。また、「遵守すべき法令とは」の問いに、淀みなく法令名を列挙している。社内規程や就業規程などはいずれも閲覧できる状態にあり、遵守に努めている。今後は、保育所保育指針をはじめ、関わりの深い関連法令等をリストアップすることが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
<コメント> 保育の質の向上への取組みは、園長のリーダーシップのもと全職員参加で進めている。また、全ての子ども「個別指導計画」の評価と反省を読み込み、コメントを付して指導している。保育の質の向上には職員のスキル向上も重要な要素であり、外部研修と園内研修を共有して保育に活かしている。結果、職員のモチベーションが向上し定着率が高まっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
<コメント> 業務改善できる書類を減らし効率的に業務ができるように努めるなど、事業経営に関心を持ち高い意識で運営している。既に園内のITC化は高い次元で進んでおり、連絡帳は複写にして確実性と作業の効率化を図っている。また、回覧資料においても周知の効率化に努めている。「共通事項リスト」の運用により、必要不可欠な業務を全職員でやりこなしている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 採用は本社の役割で、ホームページに採用サイトを設けている。ハローワークには毎月、保育士養成校には定期的に訪問している。また、就職フェアに出向いて説明を行っている。園の採用職員の場合には、必ず採用面接に立ち会っている。年1回職員の「就業意向調査」があり、年数回の職員面談では悩みや課題を聞取っている。働きやすい職場環境の向上に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ トータル人事マネジメントの考えを表す文書は確認できていないが、「保育士等就業規則」（認可保育園）の文書は確認している。就業規則の章立ては、人事（採用および異動）、定年および退職、表彰、制裁、解雇などで構成されており、総合的な人事管理が適切に行われていることが窺える。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長就任当初から、職員の定着率や働きやすい職場環境の向上に注力している。年数回の職員面談で意向の把握に務め、偏りのない早番、遅番の対応や育休明けの復職にも配慮している。有給休暇取得率は約80パーセントで、延長保育による時間外勤務は10時間程度である。わが子の看護休暇期間の拡大や有給休暇の積み立てなど、福利厚生は充実している。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 職員一人ひとりの育成は、「心を育む」ことを重視して「子どもの命を守り、心を育む保育のためのセルフチェックシート」を活用している。理念・方針・行動指針、安全管理、子どもの人権を尊重した保育の実践などについて、毎月自己評価を実施し、現状把握や悩み、やりがいなどを把握している。年間通して成長を実感し、次年度に向けた課題を明確にしている。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 令和6年度研修年間計画があり、実施時期、研修名、内部外部、目的・内容、参加予定者を明記している。全体的な計画には研修計画を記しているが、事業計画には記していない。今後の取組みとして、計画の立案後に随時見直しを行い、改善していく考えである。次年度以降は、教育研修の意義、目的などの基本方針に則った研修計画の立案を期待する。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 令和6年度研修年間計画は、職位、入社年次、全員対象にするなど偏りのない研修計画となっている。本社や市からの研修案内は園長が指名したり、案内を回覧して希望を叶えたりしている。外部研修中は職員体制を調整し、園内で研修報告を行い全体で共有している。更なる取組みとして、職員一人ひとりの受講履歴を残すことが望まれる。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 実習生の受け入れ体制は整っているが、新型コロナウイルスの影響もあり現在に至るまで受入れは実現していない。今後の取組みとして、定期的に養成校を訪問して当園の説明を行い、実習生の確保に努める考えである。本県の福祉サービス第三者評価基準の目的、趣旨・解説を参照のうえ、本社と協議して体制を充実させていくことを期待する。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c	
<コメント> 園のパンフレットは区役所に設置しており、見学者には説明を加えて渡している。パンフレットはA4版15ページに及び、写真とカラー文字で著している。巻末にはLINEとInstagramの二次元コードを付している。ホームページでは「重要事項説明書」並びに、「苦情内容および解決結果ついて」を公開している。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c	
<コメント> 経費使用に関して伺い書のルールが定められ、本社で把握していない請求書は支払できないものとして厳格に運用している。園内で使用する用品は「用品依頼書」で申請している。現金は毎月決められた金額が振り込まれている。支出の都度出納帳に記録し、残高は金種別に二人で確認している。年1回、監査項目の通知が届き、実施状況は口頭で応えている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 近隣の「デイサービスセンター」とは、年間5～6回の交流を継続している。また、自治会及び地域との交流を目指して年1回のアンケートを実施し、集計結果をきちんと回答している。今後、さらに地域の方々と交流できるように、企画書の作成やスケジュール調整を行う考えである。事業計画に記した「近隣との連携強化」を具現化することを期待する。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ ボランティアの受け入れ体制は整っているとしているが、事業計画や全体的な計画には具体的な体制や受け入れ方針などは記されていない。新型コロナウイルスの影響で受け入れ困難な状況があったことも踏まえて、受入れの定義や方針、許容範囲などについて、改めて本社と協議して今後の体制を整えることが望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 関係機関等の一覧表は事務室に掲示し、職員間で共有している。区内の療育連絡会に参加し、保健センターとは健診結果を共有して連携している。虐待の疑い例がないため、児童相談所との連携は希薄である。警察署とは年1回の交通安全教室、消防署とは年2回の通報訓練、その他にも小学校の行事に参加するなど、それぞれと連携している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 園見学者アンケートや子育て支援イベントなどで保育に関するニーズを聞き取っている。区内の各種連絡会などに参加して福祉ニーズの把握に努めているが、支援活動の明示や取組みの周知を不十分として今後の課題に挙げている。今後さらに交流範囲を広げ、幅広く地域の福祉ニーズを把握するための取組みに期待する。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 未就園児の園庭開放は、いつでも自由に利用することができる。数カ月に1回土曜日の1時間程度であるが、毎回企画内容を変えて子育てイベントを実施している。また、地域の子育て支援として個別に相談を受けている。園見学者アンケートの意見にひとつ一つ丁寧に応えるなど、「選ばれる保育園」を目指して取り組んでいる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 年に1回、本社の会長や社長から発信があり職員全体で共有している。職員に対して、分かりやすく説明するなど工夫して伝えているが、軽く受け止めている職員もいる。今後の取組みとして、職員会議や園内研修等でグループ内で話す機会を増やす考えである。「子どもを尊重した保育」について職員全体で共通理解を図るための取組みに期待する。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 個人情報の保管場所は徹底しており、保護者からは入園の時に同意書で承認を得ている。虐待に関するマニュアルがあり職員に周知しているが、虐待ケースがないため実践には至っていない。いつどのタイミングで虐待の場面が起きても対応できるように、今後はあらゆる場面を想定した研修を重ねることが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園見学の際には、随時園長が丁寧に対応している。ホームページやパンフレットに掲載している園の様子は、写真が多くて見やすく分かりやすくまとめている。また、パンフレットの表紙にLINEやInstagramの二次元コードを設けている。手間なくその場で簡単にアクセスできるように、保護者の目線で提供している。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育の開始時間や内容の変更などは、保育園ICTシステムの発信のほか口頭でも伝えている。配慮が必要な保護者に対しても丁寧に対応している。入園前の面談から入園までの間にも子ども達は成長しているため、入園後の早い段階で面談を行うことを検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 保育所の変更や終了後の相談窓口について、今後の取組みとして保護者や子どもが安心して相談できるように口頭に加えて書面でも通知する考えである。卒園後や転園後でも気軽に相談できる窓口として、パンフレットに載せているLINEやInstagramを活用することを期待する。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 保育参観や行事後にアンケートを実施して保護者からの声を聞き取っている。また、意見箱の設置や本社主導でのアンケートを実施して改善に取り組んでいる。自ら発することが苦手な保護者にとって、匿名だからこそ書きやすい方法であるアンケートは引き続き実施することが望まれる。また、何気ない会話から糸口を見つけることも継続されたい。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 苦情解決の仕組みはホームページに記載しており、職員にも周知している。苦情があった際の業務の流れは、保護者の目に付く位置に掲示することが望まれる。今後の取組みとして、保育の質の向上につながるように、園内研修や職員会議を利用して職員間の意見交換を行う考えである。昼礼や共有ノートを活用し、職員全員で漏れなく共有することを期待する。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備については、改善の余地がある事を認識している。玄関先の意見ポストは、保護者の目に付く位置に設置することが大切である。相談方法や相談相手を選択できることなどについて、文書などで保護者に詳しく伝えることが望まれる。今後は、文書を保護者に配付したり、掲示したりして周知していく考えである。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 相談や意見などの内容は、職員会議を通じて確実に引継ぎ職員全体で共有している。また、「いつでも、なんでも相談にのります」を明文化するなど、保護者が相談しやすい配慮を行い園への信頼が増すような取組を行っている。今後、園独自のマニュアルを明確化することを検討されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 危機管理マニュアルを各クラスに設置している。リスクマネジメントの責任者を配置し、より安心・安全な体制とすることが望まれる。誤飲、誤食、AED、エピペン、乳幼児突然死症候群、見失い、熱性けいれんなどの対応訓練は、繰返し実施する事が大切である。同時に、危機管理において「大丈夫だろう」はないことを意識付ける機会について検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 日頃から手洗い、うがい、アルコール消毒で感染予防を徹底している。感染症が発生した場合には、保育園ICTシステムで保護者に迅速に伝えている。今後は、その後の経過や状況、対応などを継続的に発信して保護者の不安に配慮されたい。また、イラストなどを施した子供向けの掲示物は、子どもの目線に合わせることが望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 職員全員が身の守り方を理解しているとしているが、不測の事態を想定して定期的な確認や振返りを行うことが大切である。また、実際に災害が発生した際にどの程度対応できるかを踏まえて、栄養士などの専門職員も含めた訓練を実施することが望まれる。今後さらに、自治体や近隣との連携を重視していく考えである。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育の実施方法を文書化しており、子どもの尊重やプライバシーの保護などについて周知徹底している。園外研修の内容は、職員会議で職員全員と共有している。今後も職員全員で年度末の保育の振り返りと次年度の年間目標策定を行い、全体で実践していくことを継続されたい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 保育中に起こったことについて全体で共有し、話し合い見直す機会を設けている。今後さらにディスカッションを増やしたいと考えている。行事の少ない時期に担任を入替えるなど、他クラスの保育を体験することも検討されたい。系列園全体で話し合う機会を設けるなど、幅広い考えや対応などを今後の保育に反映させる取組みに期待する。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 入園前の生活状況の記録に沿って、入園後のそれぞれの指導計画を作成している。気になる子どもに対しては、行政と連携しているが対応については不十分としている。今後起こり得る状況について園側から情報収集に努め、スムーズな対応に備えることが望まれる。今後の取り組みとして、保育所以外の職種の研修を増やして知識の習得に努める考えである。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 定期的に指導計画の評価や見直しを行い、次の指導計画につなげている。見直した内容や緊急に変更する際には、日報で迅速に周知している。指導計画の作成の際には、保護者の思いはもとより経験の浅い職員や栄養士の意見も反映させることが望まれる。年に数回の見直しを行い、検討会の実施など保育の質の向上に繋がる取組みに期待する。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や保育の記録は適切に作成している。現状では職員会議等で共有しているが、今後は昼れも利用して情報共有の徹底に努める考えである。毎日の登降園時に本日の保育について保護者と共有し、クラス担任に関わらず園全体で子どもの成長を見ている。情報共有の大切さを園全体で認識し、今後も積極的に取り組む姿勢を継続されたい。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 個人情報に関する研修を定期的 to 実施しており、個人情報保護法を遵守している。決まりに沿って子どもの情報管理を徹底し、書類の持ち出しも禁止している。今後も徹底した管理体制を維持し継続されたい。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（１） 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 理念に基づいた保育目標、方針について職員全員の理解度の確認を定期的に行い、そのうえで子ども一人ひとりに合わせた計画の作成と見直しを行っている。保育園の全体的な計画や目標の作成にできる範囲で職員が参画し、近隣や地域の実態などを含めていくことが望まれる。保育所保育指針の趣旨を捉えた理解しやすい冊子を共有するなどを検討されたい。			
A-1-（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（２）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもが心地よく過ごせるように、室内の換気、温度、湿度の管理を徹底し、食事や睡眠時の適切な環境作りを行っている。職員配置の状況は、補助する保育士含め充実していることが窺える。心地よい生活空間を確保するためには、保育士の心身の健康状態が良好であることが求められる。余裕がない時の協力体制や職員間で伝え合う関係性の構築に期待する。			
	A-1-（２）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもの月齢や状態に応じた保育を行っているが、今以上に子どもが安心して思いを表現できるように努める考えである。また、職員間で支え合い他の職員のアドバイスを受け入れ保育に活かすことも今後の課題としている。毎月自身の保育を振り返り受け止め方に差異がないか確認すること、また、不適切会議などで話し合う機会を設けることなどが望まれる。			
	A-1-（２）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもの自主性や前向きな気持ちを汲み取り、尊重する姿勢で基本的な生活習慣を援助している。適切な環境設定に努めているが、集団で同じ事をする際の個別対応には改善の余地があり今後の課題としている。保護者と園が相互に理解し合う機会として面談を行うなど、子どもの利益となる環境を整えるための協力体制を強化することが望まれる。			
	A-1-（２）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 室内環境を定期的に見直し、その時の子供の姿に合わせて環境整備を行っている。また、その中で人間関係の形成や自主性、マナーなどが身につくよう援助している。今後さらに地域資源などを活用することに注力し、保護者と一緒にアイデアを出し合い様々な交流や体験から社会生活やルールを学ぶ機会を広げていくことを期待する。			
	A-1-（２）-⑤ 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 月齢に応じた食事時間の調整を行うことや、活動スペースを分けて個々の発達状況に応じた環境整備を行っている。０歳児の部屋は空調管理をしているが、裸足で過ごす子どもの真冬の対策について検討することが望まれる。０歳児の担任に必要な以上の負担がかからないように、職員間の協力体制や保護者との連携を図ることを期待する。			
	A-1-（２）-⑥ ３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 連絡ノートで家庭と連携を取り、子どもの園外の姿を把握している。子ども一人ひとりに寄り添い、情緒の安定を大切にすることを園全体で意識している。また、職員は定期的に自己の保育を振り返り、子どもたちが安心して園生活を送れるように努めている。今後の取組みとして、自由遊びの内容や環境に変化をつけて自発的な活動につなげていく考えである。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 食事中の子どもへの配慮として、食後の子どもは静かに絵本を読んでいる。選択肢として、座って静かに遊べるパズルや塗り絵などについても検討されたい。園では、地域や就学先に伝わるような取組みが出来るように、小幼保連絡会等を利用して活動につなげたいと考えている。小学生や近隣施設との交流などによる協同的な活動への取り組みに期待する。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 障害のある子どもが安心して登園できるように、子ども一人ひとりの成長に合わせた関わりや言葉がけを行っている。専門的な研修には積極的に参加し、アドバイスを受けて子どもと保護者にさらに安心な園生活を提供することが望まれる。今後の取組みとして、園と専門機関との連携を挙げており、直接相談や助言が受けられる機会を設けていく考えである。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 子どもの登園時間に合わせて生活リズムを整えている。また、活動や食事の時間を定めることで職員間の引継ぎがスムーズとなり、子どもの対応にも好影響を与えている。異年齢の子どもたちが一緒に過ごす時間を増やす工夫として、以上児が未満児の部屋で食事の手伝いをしたり、お昼寝とんとの時間を共有したりして一緒に過ごすことなどを検討されたい。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 小学校との連携は就学前説明会のみであるため、園から小学校にリクエストを出すなどの積極的なアプローチに期待する。生活の場から教育の場に移行する上で、区内の園長や同学区の園長達と連携してスムーズな移行につなげることを期待する。園としては、今年度より増えた幼保小連絡会を活用して、小学校との連携につなげていく考えである。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 毎日の丁寧な視診や保護者とのやり取りで健康状態を共有している。今後は、日報に子どもの体調やけが等を記入して職員全員で子ども全員の把握に取り組む考えである。感染症流行の有無に関わらず危機管理意識を継続すること、また、乳幼児突然死症候群のパンフレットなどを掲示して、毎年11月の強化月間を利用して意識向上を図ることが望まれる。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 入園前の健康診断、毎年の定期健康診断、歯科検診は適正に実施し、結果は速やかに保護者に通知している。また、健康診断や歯科検診の結果は職員全員が閲覧できる場所に保管している。健康診断や歯科検診の前には、絵本やイラストを用いて保育に取り入れている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<コメント> アレルギー疾患を持つ子どもへの検査は、定めに沿って適正に実施している。医師による指導表とアレルギー対応マニュアルに沿って個別対応を行っている。職員全員が同じ対応となるように、アレルギー対応の子どもの情報共有を徹底し、調理サイドと連携してダブルチェックも行っている。アレルギーの話をする事で、子どもたちにも配慮の意識が芽生えている。			

A-1-（４） 食育、食の安全			
	A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 子どもは落ち着いた環境の中で話をしながら給食を摂るが、感染症予防の観点で職員は一緒に食事を摂っていない。箸の使い方や食器の置く位置など、職員と一緒に食事をするメリットについて検討されたい。保育士と調理師が連携して形状や材質などを発達に合わせて提供している。保護者とクッキングや食育を行う等、食事への意欲をさらに向上させる取組みに期待する。			
	A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 子どもたちが喜ぶ献立を意識して、行事食や諸外国の料理に季節感を取り入れて提供している。子どもの食事の様子を確認することを重視して、業務分担の見直しを考えている。子どもの嗜好や量に合わせて、無理強くないくおかわりも自由である。栄養士や調理員が子どもの感想を直接聞くことや、一緒に給食を摂る機会を設けることで安心につなげることを期待する。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
	A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 降園後の子どもの家庭での様子や、保護者の不安な思いや要望などは連絡帳でやり取りしている。幼児クラスでは登園、降園時に保護者と情報を交換している。保護者が目の前で子どもの成長を感じるような行事を行い、喜びを分かち合えるような支援に努めている。毎日の送迎時には必ず子どもの様子を細かく伝え合うことで保護者と連携している。			
A-2-（２） 保護者の支援			
	A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 未満児の連絡帳は複写式を利用して伝えており、手書きの温かさが窺える。書き方や内容について、園長、副主任が時折確認を行うことで適切度を図ることが望まれる。保護者の相談を受ける仕組みが確立していないので、言葉の少ない保護者の悩みなどを聞き取るための対応について検討されたい。外国籍の保護者には、翻訳機などを利用して受答えしている。			
	A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 虐待に関するマニュアルがあり、職員は研修を受講している。虐待の実例がないため、職員は知識があっても経験が不足している。子どもの心身の状態や保護者の様子などを把握し、虐待の早期発見に努めている。職員間で関係機関への連絡義務について周知している。今後は、職員による不適切保育、差別、虐待も視野に入れた研修受講について検討されたい。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 年に２回、自己評価チェックリストで自身の保育の振り返りを行っている。自己評価後の改善への取組みなどについて、上層職員に助言を受けながら一緒に考える機会を持つことが望まれる。自己評価から見える改善点を大切にして、今後の保育の質並びに自己の保育の質の向上に反映できる取組みとすることを期待する。			